

発行：公益財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター 平成 26 年 6 月号

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会からの 3 回目の寄稿となります。

近年、暴力団排除条例が全国各地で施行される等、暴力団を社会から排除する動きが加速しています。前回の寄稿においても、暴力団をはじめとする反社会的勢力が取引の相手方となることを拒絶するため、暴力団排除条項の紹介をしました。

この様な社会の状況下において、暴力団は、組織実態を隠蔽したり、活動においても暴力団であることを秘匿したりする等、不透明化を進めています。過去には、自らが暴力団員であることを誇示して不当要求に及ぶケースが多くありましたが、最近では、暴力団員であっても仮名を名乗ったり、暴力団との関係を気付かれないようにしたりするケースが増えているのです。

暴力団ではない新興の反社会的勢力「半グレ」と呼ばれるグループによる不当要求事案も発生しています。「半グレ」という名称は、暴力団に詳しいジャーナリスト溝口敦氏の命名とされていますが、同氏の著書『ヤクザ崩壊 浸食される六代目山口組』（講談社+α文庫）によると、「『半グレ』とは彼らが堅気とヤクザとの中間的な存在であること、また『グレ』はぐれている、愚連隊のグレであり、黒でも白でもない中間的な灰色のグレーでもあり、グレーゾーンのグレーでもある」との記載があります。

平成 24 年 9 月に六本木のクラブ「フラワー」において、目出し帽をかぶった複数の男が金属バット等を持って店に乱入し、対立相手と誤認した被害者を執拗に殴って殺害するという事件が発生しましたが、この事件の犯人が暴走族 O B によって構成される「関東連合」という半グレ集団のメンバーであり、この事件によって半グレという存在が広く知れ渡るようになりました。関東連合の他にも、中国残留孤児の二世や三世を中核メンバーとする「怒羅権（ドラゴン）」、大阪のアマチュア格闘技集団「強者（つわもの）」等が半グレ集団として挙げられます。

警察庁は、平成 25 年 3 月に、「関東連合」や「怒羅権」等の暴走族 O B を中心とした半グレ集団を「準暴力団」と位置付け、情報収集と取締りを強化するように全国の警察に通達しました。警察による実態解明が進んでいますが、暴力団に比べると、組織がピラミッド型に構成されておらず、トップが不明確、匿名性と隠密性が徹底されている等といった特徴があり、暴力団対策のような効果的な取締りが難しい状況にあります。

このため、今後は、不当要求行為者がどこの反社会的組織に所属しているのか不明、そもそも反社会的勢力であるか否かが分からないといったケースが増えてくると思われます。その結果、不当要求者が反社会的勢力であるにも関わらず、それが分からないま



櫻井弁護士

ま、不当要求に応じてしまう危険性も想定されます。

そして、特に問題なのは、半グレは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（略して暴対法や暴力団対策法と呼ばれています）や暴力団排除条例の規制が及ばないということです。暴力団については、暴対法による中止命令等で効果的な不当要求対策が可能になっていますが、半グレの場合には、暴対法が施行される前の不当要求対策で対応していくしかないというのが現状です。

また、半グレをはじめとした新たな反社会的勢力に対する不当要求対策においては、不当要求行為者が反社会的勢力に属しているか否かという要求主体に着目するだけでなく、要求内容及び要求態様が社会的に相当な範囲を大きく逸脱しているか（不当か）否かという要求行為にも着目して、暴排条項等の予防的対応をとることが必要です。

相手方が暴力団等の反社会的勢力であると認められるケースは勿論ですが、反社会的勢力であるか不明であっても、不当要求行為が暴力的、威圧的であったり、言動や外見等から反社会的勢力の疑いが少しでも認められたりする場合は、早めに、（公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターを通じて、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会にご相談下さい。

寄稿者

さいたま市浦和区高砂 2-6-11 藤屋ビル 202

さいたま浦和法律事務所 TEL048-815-7000

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会 副委員長 弁護士 櫻井 雄一

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.64」から編集したものです。